

桑野社労士&FP事務所だより

平成 30 年 9 月 10 日

第 102 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

今問題になっている

障害者雇用率とは何か？

8 月末ぐらいに新聞やテレビで、『障害者雇用水増し』と一斉に報道がされました。この報道によれば、厚生労働省の再点検の結果、計 3,460 人が国のガイドライン（障害者手帳の確認若しくは医師の診断書で障害が認められること）に反して不正に算入され、中央省庁の約 8 割の機関が数字を偽り、実際の雇用率は公表していた 2.49%から 1.19%に落ち込むとのこと。この障害者雇用率とは、何なのでしょう？



障害者雇用促進法の定め

障害者の雇用を促進するため、事業主に雇用を義務付ける等をして職業の安定を図る「障害者雇用安定法」という法律があります。この法律によって、まず障害者に対し、差別的取扱いが禁止されています。

募集・採用	事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。
待遇	事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

また、事業主には、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るため、次の措置を講ずる義務が課されます。

募集・採用時	事業主は、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用にあたって、障害者からの申出により障害者の特性に配慮した必要な措置を講じなければなりません。
採用後	事業主は、障害者でない労働者との均等な機会の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事

情を改善するため、その労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければなりません。

障害者の雇用義務

事業主は、雇用労働者数に次の障害者雇用率をかけた数以上の障害者を、雇用しなければなりません。

雇用義務者	障害者雇用率
一般事業主	100 分の 2.0
国・地方公共団体	100 分の 2.3
特殊法人等	100 分の 2.3
都道府県教育委員会等	100 分の 2.2

※ 一般事業主の場合、常時 50 人以上の労働者を雇用する事業主が対象です。

実雇用障害者数のカウント方法

対象の障害者	短時間労働者	短時間労働者以外
重度身体・知的障害者	1 人	2 人
身体・知的障害者	0.5 人	1 人
精神障害者	0.5 人	1 人

障害雇用調整金及び障害雇用納付金

障害者の雇用人数によって、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が、雇用調整金を支給し、若しくは雇用納付金を徴収します。

項目	金額
障害者雇用調整金	【法定雇用率達成の場合】月額超過人数×27,000 円を支給
障害者雇用納付金	【法定雇用率未達成の場合】月額不足人数×50,000 円を徴収

(裏面に続く)

安全衛生管理体制

事業者は、安全衛生活動を進めるため、従業員の人数に応じて、次のような体制を整える必要があります。

総括安全衛生管理者(労働安全衛生法第10条)

次に掲げる規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。

業種	労働者数
① 建築業・運送業等	100人以上
② 製造業・電気業等	300人以上
③ その他業種	1,000人以上

安全管理者(労働安全衛生法第11条)

上表①と②の業種の事業場は、労働者数50人以上となる場合は、安全管理者を選任しなければなりません。

衛生管理者(労働安全衛生法第12条)

業種に関わらず、労働者数50人以上となる場合は、衛生管理者を選任しなければなりません。

安全衛生推進者・衛生推進者(労働安全衛生法第12条の2)

労働者数が常時10人以上50人未満の事業場については、安全管理者の選任を要する業者の場合は安全衛生推進者を、それ以外の業種の場合は衛生推進者を選任しなければなりません。

産業医(労働安全衛生法第13条)

業種に関わらず、労働者数が常時50人以上の事業場の事業主は、産業医を選任し、職場巡視等の業務を実施しなければなりません。



地域産業保健センター

50人未満の小規模事業場の健康づくりをお手伝いするため、地域産業保健センターが設けられています。

このセンターは、①健康相談の窓口の開設、②面接相談窓口の開設、③医師や保健師による事業場の訪問、④産業保健情報の提供等の業務を行っています。

(次号に続く)

事務所からひとこと



8月18～19日に、社労士の仲間6名と「北陸旅行」をしました。北陸は久しぶりで、次のようなコースを回りました。

○永平寺——言わずと知れた曹洞宗の大本山で、道元禅師によって開かれた座禅修行の道場。

昼食「禅豆腐料理の幸屋」——正に豆腐づくしで、どの料理も美しく盛られ、美味しかったです。

○恐竜博物館——JR福井駅にも恐竜のモニュメントがあるという福井県挙げて宣伝をしている、今旬な博物館。特別展も開かれ、3階にわたり数多くの恐竜が展示されていました。夏休みの実質最後の土日で、多くの親子連れが来ていました。

宿泊「魚屋さんの宿 民宿ふるき」——海の近くで刺身が美味しく、食後には差し入れの福井の地酒「原酒雲乃井」をいただきました。そして、翌日は、

○東尋坊——ここも言わずと知れた北陸の超有名な観光地。断崖絶壁を“5階建てぐらいかな”と、膝を着けて下を見下ろしました。また、遊覧船にも乗り、また別の角度から東尋坊を見ることができました。

○越前丸岡城・日本一短い手紙の館——丸岡城は現存する天主の中で、最も古い建築物。ここは、織田信長が一向一揆を平定するために、柴田勝家に命じて築城させた城。そのすぐ近くに、「一筆啓上火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」で有名な日本一短い手紙の館がありました。参加者は、館に飾られた数多くの短い手紙を、時間を忘れて読んでいました。

昼食「ソースカツ丼又は天ぷら丼、おろしそば」——北陸名物のソースかつ丼、そして北陸でそばといえば「おろしそば」をいただきました。

○一乗寺谷朝倉氏遺跡——越前一条谷に朝倉氏の遺跡があります。戦国城下町後で、多くの庭園跡や「平面復原地区」と呼ばれる寺院跡・墓地・武家屋敷・職人の家などが並んでいました。SoftBankのPR作の作成のため、吉永小百合さんも訪れたとのこと。

2日間の北陸旅行、参加者一同各地を楽しみ、大満足でした。